

5 - 8 接地部及び接地圧

5 - 8 - 1 視認等による審査

- (1) 自動車の走行装置の接地部及び接地圧は、道路を破損するおそれのないものとして、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合しなければならない。（保安基準第7条関係、細目告示第165条関係）

接地部は、道路を破損するおそれのないものであること。

ゴム履帯又は平滑履帯を装着したカタピラを有する自動車は、 の基準に適合するものとする。

空気入りゴムタイヤ又は接地部の厚さ25mm以上の固形ゴムタイヤについては、その接地圧は、タイヤの接地部の幅1cmあたり200kgを超えないこと。この場合において、「タイヤの接地部の幅」とは、実際に地面と接している部分の最大幅をいう。

カタピラについては、その接地圧は、カタピラの接地面積1cm²あたり3kgを超えないこと。この場合において、カタピラの接地面積は、見かけ接地面積とし、次式により算出した値（単位はcm²とし、整数位とする。）とする。

（算式）

$$A = a \cdot b$$

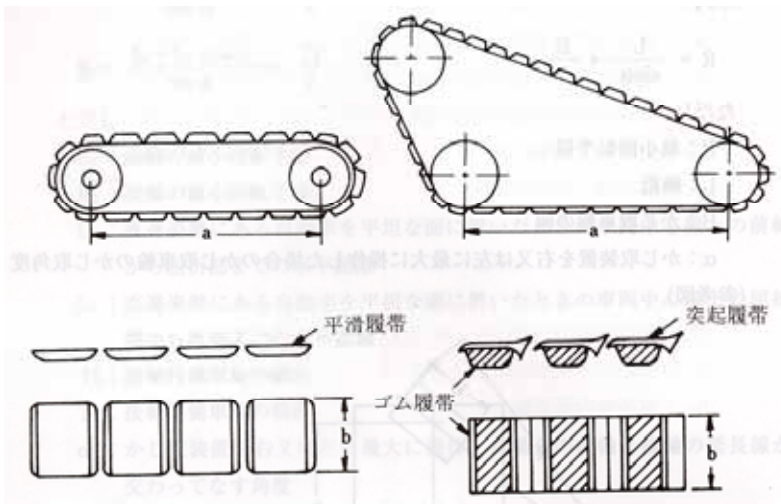
ただし

A：見かけの接地面積

a：履帯の接地長

b：履帯の接地幅

（参考図）



及び の接地部及びそり以外の接地部については、その接地圧は、接地部の幅1cm当たり100kgを超えないこと。

牽引自動車にあつては、被牽引自動車を連結した状態においても、 、 及び の基準に適合すること。